

議案第 58 号

保育園における児童の受傷事故に伴う損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

保育園における児童の受傷事故に伴う損害賠償の和解について

下記により、保育園における児童の受傷事故に伴う損害賠償について和解する。

記

1 和解の内容

- (1) 板橋区は、相手方 [REDACTED] に対し、本件事故に基づく損害賠償金 137万3,385円から既払金3万4,000円を除いた金133万9,385円を支払う。
- (2) 相手方 [REDACTED] は、(1)の金員を受領した後は、板橋区に対する一切の損害賠償請求権を放棄するとともに、今後、裁判上又は裁判外を問わず、何らの異議申立て又は請求をしないことを認める。
- (3) 板橋区及び相手方 [REDACTED] の間には、本件事故に基づく損害賠償に関し、(1)及び(2)に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方及び法定代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
相手方法定代理人親権者父

同 母

3 和解の理由

平成 20 年 12 月 22 日、区立 [REDACTED] 保育園の園庭において相手方

が転倒し、受傷した事故に伴う損害について和解する必要があるため。

(提案理由)

この議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき提出するものである。